

会 議 録

承認			幹 事				書 記		
会 長	宮川委員	安川委員	まちづくり 推進部長	都市計画 課 長	政策企画 課 長	建設指導 課 長			
1/29	2/1	2/3							
《開催日時・場所》			平成 28 年 1 月 22 日（金曜日）15：00～16：10 桜台市民センター3階 大会議室						
《名 称》 平成 27 年度 第 3 回岸和田市都市計画審議会									
《出席者》（審議会委員出欠状況）									
岡田	尾崎	川崎	小岡	杉本	須藤	道齋	友永	仲井	中井
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
堀野	牧	水谷	宮川	安川	山田	山本	雪本	吉田	
○	×	×	○	○	×	×	○	×	
（委員 19 名中、14 名出席）									
<p style="text-align: center;">事務局：幹 事：大井まちづくり推進部長、赤坂都市計画課長、福井建設指導課長 書 記：都市計画課：古門、渡邊、南、森田、小竹、川崎</p>									
《傍聴者》 2 名									
《概 要》									
<p>■諮問事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（大阪府決定）について 2. 南部大阪都市計画用途地域の変更（岸和田市決定）について 3. 南部大阪都市計画高度地区の変更（岸和田市決定）について 4. 南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更（岸和田市決定）について 5. 南部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）について <p>■その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 次回の都市計画審議会の公開・非公開について 									
《内 容》									
<p>■岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例等について</p> <p>（会 長）平成 27 年度第 3 回都市計画審議会の会議録承認者として宮川委員と安川委員の 2 名を指名。</p> <p>■諮問事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（大阪府決定）について 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、事務局より説明。 <p>【質疑の概要】</p> <p>質疑なし。</p> <p>（会 長） *本日の諮問事項である、「第 1 号議案：南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（大阪府決定）」については、原案のとおり同意することとしてよろしいか。</p> <p>（各委員） *了承。</p> <p>【答 申】</p> <p>第 1 号議案について、原案のとおり同意する。</p>									

2. 南部大阪都市計画用途地域の変更（岸和田市決定）について

3. 南部大阪都市計画高度地区の変更（岸和田市決定）について

4. 南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更（岸和田市決定）について

南部大阪都市計画用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域の変更について、事務局より説明。

【質疑の概要】

（委員） *東岸和田駅周辺地区について、なぜこの地区だけ建ぺい率と容積率が高くなるのか。

（事務局） *本地区については、東岸和田駅の高架化事業が進む中、駅前の高度利用が可能となるよう、現在の準工業地域から近隣商業地域としそれに合わせて建ぺい率と容積率も変更しようというものである。

（会長） *本日の諮問事項である、「第2号議案：南部大阪都市計画用途地域の変更（岸和田市決定）」、「第3号議案：南部大阪都市計画高度地区の変更（岸和田市決定）」、「第4号議案：南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更（岸和田市決定）」については、原案のとおり同意することとしてよろしいか。

（各委員） *了承。

【答申】

第2号議案、第3号議案、第4号議案について、原案のとおり同意する。

5. 南部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）について

南部大阪都市計画道路の変更について、事務局より説明。

【質疑の概要】

（委員） *当初の変更案について本審議会でも説明を受け、地元説明会が開催された際は私も参加したがその場では特に反対意見は無かった。しかし、今になって反対意見が出てくるに至った経過について説明願いたい。

（事務局） *当初は廃止案ということで、地元説明会を開催した。その後、地元沿道町会から市に対して現道に対する交通安全の問題点や山手側の今後進んでいくであろう少子高齢化等の背景も踏まえて地域として道路が必要であるといった意見を頂いた。

*賛成、反対両方の意見がある中、市としては、現時点で廃止とするのは時期尚早であると判断し、大阪府と協議調整を行い廃止案を保留するという手続きを行った。

*各地区ごとに課題があるが、地元説明会等の中でそういったことを十分に把握しきれなかった点は市として反省しているところ。

*今後は、地元から色々なご意見を聞かせて頂きながらより良い山手のまちづくりに向けた検討を進めていきたいと考えている。

（委員） *来月に大阪府の都市計画審議会があるということだが、その中で保留ではなく廃止という審議結果となった場合はどうするのか。

（事務局） *府都市計画審議会には、本市副市長が出席し地元の思いや現状について説明させていただく予定。現時点で、どういった結果となるかはわからないが廃止を保留いただけるように説明していきたい。

（委員） *今回廃止保留とする区間は、土生交番前交差点から山側の都市計画道路ということで良いか。

（事務局） *土生交番前交差点から海側の一部については、現道より拡幅される予定。

*一方、山側については一部現道と重複しているものの大部分は現道の無い区間となっている。現時点では事業化が難しく、都市計画道路に並行する府道と市道で代替可能とい

う判断がされ大阪府より一旦廃止案が示されたということ。

*今回、その区間について廃止案を保留するという内容である。

*都市計画道路が廃止されても現道が無くなるということではない。

(会 長) *地域住民の声を聞きながら、都市計画道路の必要性についてもう少し丁寧に進めていこうということである。

(委 員) *地域住民から賛成、反対の意見があるということだがどういった内容か。

(事務局) *一旦、廃止案を沿道地元町会へお示しした際に山手のまちづくりの幹線道路として位置付けられているにもかかわらず廃止とするのは、今後の山手のまちづくりに対して懸念があるということで、廃止案保留の要望を頂いた。

*また、行遇町の部分について都市計画道路内に 10 軒程度の住宅が建っている。都市計画道路を存続させることで将来都市計画道路の事業がされた場合に立ち退きが発生する可能性についての不安があるということや、都市計画道路が整備されれば、まちが道路で分断され大型車両等が通過し住環境が悪化するのではないかといったことで、住民の方からは廃止案に賛成する意見がある。

*一方、現道での代替に関しても交通安全対策が不十分なのではないかという意見もあり、地域によって様々である。

(会 長) *保留案についての意見書は、反対が 47 件、賛成が 5 件ということか。

(事務局) *縦覧期間中に出てきた意見書は 52 件で、廃止保留案について反対が 47 件、賛成が 5 件である。

(委 員) *行遇町の開発時には、地区内に都市計画道路があり整備されるとなった場合には立ち退きが発生するという事は理解された上で住宅を建てているのではないか。

(事務局) *行遇町は、工場跡地に開発がなされている。その際に事業化の用途は無かったが、当時の開発者にご協力頂き、都市計画道路用地を空地として頂いていた。しかしその後、土地利用を図りたいとの開発者の意向があり、都市計画法第 53 条許可による一定の制限の下で住宅が建った。

*よって、2 段階で住宅地分譲が行われており都市計画道路用地内に住宅が建つ前にお住まいの方から見ると、都市計画道路が無くなったと考えられた方も中にはいらっしゃるようである。また、立ち退きへの不安や一旦廃止案を示したことへの期待もあったものと思われる。

*また、当初よりお住まいの方からは、元々道路が計画されていたのはわかっていたのだから反対しても仕方ないのではないか、道路ができることを期待していたといった意見もあり様々である。

(会 長) *本日の諮問事項である、「第 5 号議案：南部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）」については、委員の皆さまからも多くのご意見を頂いたことから、本審議会としては今後の検討にあたっては引き続き地域の声を十分に聞いたうえで進めることを市に対しての申し送り事項として、原案のとおり同意することとしてよろしいか。

(各委員) *了承。

【答 申】

第 5 号議案について、原案のとおり同意する。

■その他

1. 次回都市計画審議会の公開・非公開について

開催候補日について、後日、事務局が会長・副会長と調整を行い、会長が日程を決めることとし、

公開について了承を得た。

- * 報告予定案件；①平成 28 年度年間スケジュール（案）について
- ②その他